

01—01 P U D T

記録の閲覧

1. 閲覧は所定の手数料を納めて、所定の場所（特許庁閲覧室）でしなければならない。
2. 審判記録は、出願書類、ひな形及び見本などと同じく、特許庁長官の許可を得たときは、これを閲覧することができるが（特§186、実§55、意§63、商§72）、この許可、不許可は、当該記録が秘密を要するものか否か、審判の執務に支障を来たすか否かによって決まり、審決等起案書類に係わるものは、送達（発送によって送達の効力が生じるものは発送）後、事務処理に支障のない限り閲覧が許可され、実務上は以下のように扱う。
 - (1) 査定系審判の記録
 - ア 審判に係る事件であって、出願公開のあったもの、特許権、実用新案権の設定の登録のあったもの、意匠登録のあったもの（秘密意匠を除く）及び商標についてはいつでも請求書の方式調査の終了しているものについて、その記録は一般に閲覧が許可される。
 - イ 以下の記録は請求人若しくは代理人又は利害関係を疎明した者（→(3)ウ）に限り閲覧が許可される。
 - (ア) 審判に係る事件であって特許については出願公開前であつ特許権の設定の登録に至らないもの。
 - (イ) 出願公開、特許権の設定の登録されず審決が確定したもの。
 - (ウ) 意匠については登録に至らないもの（協議不成立意匠出願公報に掲載されたものを除く）及び秘密意匠。
 - (エ) 請求書方式の不備なもの。
 - (オ) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの及び個人の名誉等

の個人情報又は生活の平穩を害するおそれのあるもの。

(2) 当事者系審判及び特許（商標登録）異議の申立ての記録

審判請求書（特許（商標登録）異議申立書）の副本送達（送付）後は審判請求書（特許（商標登録）異議申立書）の方式調査の終了後、一般に閲覧が許可される。ただし、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれのあるものや個人情報に関するもの、及び無効審判又は商標取消審判における営業秘密が記載された旨の申し出があったものについては、当事者又は利害関係を疎明した者（→(3)ウ）に限って閲覧が許可される。

(3) 共通

ア 審決等起案書類に係わるものは、送達（発送によって送達の効力が生じるものは発送）後、事務処理に支障のない限り閲覧が許可される。

イ 審判の執務に支障を来たす場合は閲覧が拒否される。

ウ 利害関係を疎明した者とは、次のいずれかに該当する者であることを疎明した者をいう。

（ア）閲覧について請求人の同意を得た者

（イ）特許又は実用新案若しくは意匠の登録を受ける権利の承継人でない者又はこれらの権利を冒認した者が行った出願、あるいは、共同出願違反の出願についての正当権利者

（ウ）拒絶理由通知又は特許（商標登録）異議の申立てを受けた出願人、特許権者若しくは商標権者又は審判請求人であって、その拒絶理由・取消理由又は異議の申立ての理由に引用された出願に関する書類又は記録を閲覧しようとする者

（エ）発明、考案、意匠又は標章の実施又は使用につき出願人から警告を受けた第三者

（オ）特許庁から特許管理人の受任を依頼された者

エ 録音テープ等で作成された調書の閲覧、複製については、主に録音テープ等の複製物で行われる。

(改訂H27.2)